

弥富市地方創生推進事業支援業務委託 公募型プロポーザル実施要領

令和6年3月

愛知県弥富市

1 業務の目的

当市では、令和3年度からスタートした第2期弥富市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び次期計画として令和6年度からスタートする弥富市デジタル田園都市構想総合戦略（以下、「デジタル総合戦略」という。）に基づき、当市の地方創生に当たって具体的に取り組むべき方向性や推進事業を定め、人口減少の抑制と地域活性化を目指して着実な取組を進めている。

本業務は、デジタル総合戦略に基づく地方創生推進事業を令和4年度、5年度に引き続き市民との協働により実施していくに当たり、社会動向やトレンド、類似団体の事例等専門的な視点から総合的に事業の実施を支援することを目的とする。

2 業務の概要

- | | |
|-------------|---------------------------------|
| (1) 業 務 名 | 弥富市地方創生推進事業支援業務委託 |
| (2) 業 務 内 容 | 別添仕様書のとおり |
| (3) 業 務 期 間 | 契約締結日の翌日から令和7年3月21日（金）まで |
| (4) 提案上限額 | 金 5,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。） |

3 実施形式

公募型プロポーザル方式とする。

4 参加資格

応募資格者は法人とし、次の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加意思表示の前日までに「弥富市入札参加資格者名簿」において、当該業務ごとに対応する営業種目について登録されている者であること。
- (3) 入札参加資格申請において、申請内容及び別添書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (4) 参加意思表示の日から契約候補者特定までの間において、弥富市建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (5) 参加意思表示の日から契約候補者特定までの間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置又は「弥富市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成23年12月27日付け弥富市長等・愛知県蟹江警察署長締結）に基づく排除措置を受けていない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再

生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けたものについては、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかった者とみなす。

- (7) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (8) 愛知県内に契約事業所又は契約営業所を有していること。
- (9) 仕様書に定める業務の遂行にあたり、適正な実施体制の下、当市の指示に柔軟に対応できること。
- (10) 市民協働による地方創生事業の支援等本件と類似する業務実績を有すること。
- (11) 上記(10)の業務に統括責任者又は主任担当者として携わった者を、当該業務に従事させること。

5 参加表明等

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、以下のとおり参加資格申請の手続きをすること。

(1) 提出書類

- ①プロポーザル参加意向申出書（第1号様式）
- ②業務実績表（第1号様式（別紙））
- ③業務実施体制（第2号様式）
- ④会社の事業概要が分かる会社案内などの資料

(2) 提出方法

持参又は郵送（必着）により提出すること。

なお、持参の場合は、土・日曜日を除く午前8時30分から午後5時15分までとし、郵送の場合は、配達記録の残る方法で送付すること。

(3) 提出期限

令和6年4月2日（火）午後5時必着

(4) 提出先

本要領「14 連絡先及び提出先」のとおり

(5) プロポーザルの辞退

参加資格申請の手続き後、本プロポーザルを辞退する場合は、辞退届（任意様式）を令和6年4月12日（金）午後5時までに持参又は郵送（必着）により提出すること。

なお、持参の場合は、土・日曜日を除く午前8時30分から午後5時15分までとし、郵送の場合は、配達記録の残る方法で送付すること。

辞退届には辞退理由を必ず明記し、辞退届提出後は、辞退の撤回をすることができないものとする。

6 企画提案書

参加資格確認結果通知書により、参加資格を認められた場合は、以下のとおり企画提案書等を提出すること。

(1) 提出書類

①企画提案書（任意様式）

ア 仕様書に基づき、別添「審査基準」を踏まえた上で、応募者としての支援方針やアピールポイントを明記すること。

イ 企画提案書は任意様式で、表紙や目次を含みA4版、12ページ以内を原則とする。また、図面等A4版の書式で記載しにくいものについては、A3版で記載することも可能とする。ただし、A3版はA4版2ページ分として換算する。

②見積書（第3号様式）

ア 提出する紙原本には代表者印を押印して提出すること。

イ 金額については、税込価格を記載すること。

ウ 積算内訳書（任意様式）についても作成し、添付すること。

③業務工程表（任意様式）

(2) 提出部数

上記①～③を1つに綴じ、9部（正本1部、副本8部）を提出すること。

(3) 提出方法

持参又は郵送（必着）により提出すること。

なお、持参の場合は、土・日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までとし、郵送の場合は、配達記録の残る方法で送付すること。

(4) 提出期限

令和6年4月17日（水）午後5時必着

(5) 提出先

本要領「14 連絡先及び提出先」のとおり

7 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付期限

令和6年4月2日（火）午後5時必着

(2) 質問書の提出方法

質問書（第4号様式）に記入の上、本要領「14 連絡先及び提出先」宛て電子メールで送付すること。件名は「プロポーザル質問（法人名）」と入力すること。（来庁、電話等による受付は行わない。）

(3) 回答

質問に対する回答は、令和6年4月8日（月）午後5時までに市ホームページで行う。そ

の際、質問者の氏名等は掲載しない。（併せて、回答時点で質問書の提出又は参加申込のあった全ての事業者に対して回答を電子メールで送信する。）

なお、質問の内容が本プロポーザルによる契約候補者選定に公平を保つことができないと判断した場合には、質問には回答しない。

8 選考方法

(1) 第1次審査（書類審査）

応募者数が5者を超えた場合は、第1次審査（書類審査）を実施し、上位5者を選考する（第1次審査の順位は第2次審査には関係しない。）。

①結果通知

令和6年4月19日（金）以降に応募者全員へ第1次審査結果通知書により文書で通知する。選考結果について異議申立ては受け付けない。なお、第1次審査が実施されなかった場合は、その旨をメールで通知する。

(2) 第2次審査（プレゼンテーション）

第1次審査通過者に対し実施する。

①実施日時

令和6年4月25日（木）

時間等は、令和6年4月19日（金）以降に、第1次審査の結果と併せて文書で通知する。

②実施場所

弥富市役所本庁舎3階 大会議室

（弥富市前ケ須町南本田335番地）

③実施時間

1者につき30分程度を予定しており、応募者から20分間の企画提案内容の説明を実施した後、10分程度の質疑応答を行う。

④プレゼンテーションの方法

当日、新たな資料の提出は不可とし、提出した提案書に基づき説明を行うこと。

また、プロジェクター及びスクリーンは当市で用意するが、PC、ポインタ等については応募者で用意すること。なお、会場への入室は3名以内とする。

⑤審査方法等

ア 審査は当市の職員で組織する選定委員会において、企画提案書等応募書類及びプレゼンテーション、質疑応答の内容を総合的に評価する。

イ 別添「審査基準」に基づき選定委員による採点で順位付けを行い、最優秀提案事業者を契約候補者として選定する。

ウ 応募者が1者の場合であっても、第2次審査を行うものとし、審査の結果、提案内容が審査基準を満たしていると認められた場合には、その応募者を契約候補者として選定する。

エ プレゼンテーションの実施後、当市が必要と認めた時は、提案書の内容について説明や資料の提出を求める場合がある。

9 審査基準及び審査結果

(1) 審査基準

別添「審査基準」に基づき審査を行う。

(2) 審査結果

令和6年4月30日（火）以降、第2次審査に参加した全ての応募者へ、審査結果通知書により文書で通知する。

また、審査結果を市ホームページにて公表する。

10 提案資格の喪失

応募者が次の事項のいずれかに該当すると当市が判断した場合は、応募者は提案資格を喪失するものとし、すでに提出された提案書は無効とする。

- (1) 本要領「4 参加資格」に規定する参加資格を満たさないこととなったとき
- (2) 参加意向申出書及び提案書等に虚偽の記載をしたとき
- (3) 提出期限を過ぎて提案書等が提出（到達）したとき
- (4) 談合その他の不正行為が行われたと認められたとき
- (5) 提案上限額を超える金額で見積書を提出したとき
- (6) その他本要領及び法令等を遵守しないとき

11 契約の締結

- (1) 業務受託候補者は当市と委託業務について契約に必要な事項を協議した後、当市が作成した契約書によって契約を締結する。
- (2) 次に掲げる事態が生じたときは、業務受託候補者の選考において定めた順位の高かった者の順に協議を行い、契約相手を決定する。
 - ①業務受託候補者が契約の締結を辞退したとき
 - ②契約締結時までに業務受託候補者が本要領「10 提案資格の喪失」の要件に該当していることが判明したとき
 - ③契約に向けて必要な協議が不調に終わったとき
 - ④その他やむを得ない事情で契約に至らなかったとき
- (3) 契約保証金等、契約に当たっては弥富市契約規則（平成元年弥富町規則第8号）に基づくこととする。

12 企画提案書等応募書類の取扱い等

- (1) 提出された書類等は返却しない。
- (2) 企画提案書は提案事業者1者につき、1提案とする。
- (3) 提案に関する提出書類の変更、差替え又は再提出は認めない。ただし、当市が認めた場合はこの限りではない。
- (4) この募集に伴い、応募に要した応募者の費用負担に対して、当市は一切負担しない。
- (5) 本提案において、原則、追加の費用を求めることは認めない。追加費用が必要となった場合は、提案事業者の見積金額で対応すること。

13 その他

- (1) 説明会等は実施しない。
- (2) 手続きで使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 本提案により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (4) 本要領に定めのない事項については、当市の指示によるものとする。

14 連絡先及び提出先

弥富市 総務部 企画政策課（担当：伊藤、山内）

住 所 〒498-8501 弥富市前ヶ須町南本田335番地

T E L 0567-65-1111（内線452、454）

E-mail seisaku@city.yatomi.lg.jp

15 実施日程

項 目	日 程
実施要領の公表	令和6年3月26日（火）
プロポーザル参加意向申出書の提出期限	令和6年4月2日（火）午後5時必着
質問の受付期限	令和6年4月2日（火）午後5時必着
参加資格確認結果通知	令和6年4月3日（水）以降
質問の回答	令和6年4月8日（月）まで
辞退届提出期限	令和6年4月12日（金）午後5時必着
企画提案書等提出書類の提出期限	令和6年4月17日（水）午後5時必着
第1次審査（書類審査）の結果及び第2次審査（プレゼンテーション）の案内	令和6年4月19日（金）以降
第2次審査（プレゼンテーション）	令和6年4月25日（木）
審査結果通知	令和6年4月30日（火）以降
契約締結	令和6年5月中旬